
令和6年度(2024年度)
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

令和6年(2024年)6月
八王子市

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

目 次

1	審査結果総括表	1
2	採択事業一覧表	2
3	評価及び審査結果	
(1)	A 活動支援部門	3
(2)	B 事業実施部門	8
4	審査	
(1)	審査方法	14
(2)	審査フロー	16
5	参考資料	
(1)	市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者名簿・開催状況	18
(2)	市民企画事業補助金交付要綱	19
(3)	令和6年度（2024年度）補助対象事業募集要項	25
(4)	市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱	29
(5)	応募事業に関連する市の事業担当課一覧	30

令和6年度(2024年度)市民企画事業補助金 審査結果総括表

部門		件数		要望額(円)	予算額(円)	予算額-補助予定金額(円)	備考
A 活動支援部門	新規	応募	7	670,000			
		採択したもの	6	570,000			
		不採択としたもの	1	100,000			
	継続	応募	1	100,000			
		採択したもの	1	100,000			
		不採択としたもの	0	0			
	小計	応募	8	770,000	700,000	△ 70,000	
		採択したもの	7	670,000	700,000	30,000	
		不採択としたもの	1	100,000			
B 事業実施部門	新規	応募	4	1,276,000			
		採択したもの	1	144,000			
		不採択としたもの	3	1,132,000			
	継続	応募	3	590,000			
		採択したもの	2	210,000			
		不採択としたもの	1	380,000			
	小計	応募	7	1,866,000	2,000,000	134,000	
		採択したもの	3	354,000	2,000,000	1,646,000	
		不採択としたもの	4	1,512,000			
C 事業連携部門	新規	応募	0	0			
		採択したもの	0	0			
		不採択としたもの	0	0			
	小計	応募	0	0	1,000,000	1,000,000	
		採択したもの	0	0	1,000,000	1,000,000	
		不採択としたもの	0	0			
合計	応募	15	2,636,000	3,700,000	1,064,000		
	採択したもの	10	1,024,000	3,700,000	2,676,000		
	不採択としたもの	5	1,612,000				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2024年度補助金 交付予定額(円)
A-新-1	ヨーヨー、けん玉、コマの体験による子どもたちのソーシャルスキルの向上	八王子ヨーヨーの会	100,000
A-新-2	田んぼで遊ぼう！子どもの遊び場作り	高尾こてんぐの会	100,000
A-新-3	あなたが選ぶ「八王子の名山」	TOKYO 八王子名山選定プロジェクト実行委員会	100,000
A-新-5	地域の栄養支援活動（健康支援配食サービス、簡単料理教室、健康測定会）	南大沢認定栄養ケア・ステーション	70,000
A-新-6	八王子保活カフェ（先輩パパ・ママによる保育園探し&復職準備の情報提供）対面&オンライン配信のハイブリッド開催	Kosodate802（コソダテハチマルニ）	100,000
A-新-7	Neuro-DiverCity 八王子：学習障害を持った子供の親たちの地域連携を目指す	みんなの学び流星群 from 八王子	100,000
B 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2024年度補助金 交付予定額(円)
B-新-1	かぶかぶ山のようちえん「八王子くわっぱ」～0歳からみんなで外遊び・自然遊びしようの会～	特定非営利活動法人かぶかぶ山のようちえん	144,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2024年度補助金 交付予定額(円)
A-②-1	インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業	心理支援サポート ぴあ	100,000
B 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	2024年度補助金 交付予定額(円)
B-②-1	はちおうじ市民健康大学－高齢者の健康増進・産後ケア－	プラチナクラブ	160,000
B-②-2	みんなが本をたのしむあの手この手	八王子子ども文庫連絡協議会	50,000

A 活動支援部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区分	新規	団体名	南大沢認定栄養ケア・ステーション				
事業名	地域の栄養支援活動（健康支援配食サービス、簡単料理教室、健康測定会）						
事業費	70,000 円		補助金要望額		70,000 円		
事業概要	別所・南大沢地区を中心に、高齢者をはじめとした地域住民を対象とした栄養指導や料理教室等を通じて、生涯にわたり実り豊かで、健やかな生活を維持することのできる地域社会づくりを目指す。						
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数	
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	23 点	28点 満点中	21 点		
	合計得点数	56点 満点中	44 点		7名中		7 名
審査	得点 順位	1 位	採 択	可	補助予定額	70,000 円	
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市からの委託事業との切り分けを確実にを行うこと。 ・ 地域で活動する他団体と連携し、より公益性の高い事業に発展することを期待する。 						

区分	継続・2回目	団体名	心理支援サポート ぴあ				
事業名	インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業						
事業費	175,869 円		補助金要望額		100,000 円		
事業概要	生きづらさや困難を抱え悩む人を早期に発見し、身近に相談できる支援体制や適切な機関との連携を図ることにより、インクルーシブな社会づくりを目指す。						
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数	
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	20 点	28点 満点中	20 点		
	合計得点数	56点 満点中	40 点		7名中		7 名
審査	得点 順位	2 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円	
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような人がどのようなケアを受けられるかを明確にし、相談したい人が自分はその対象となるのか等をわかりやすく発信すること。 ・ 他団体との適切な連携を積極的に図り、昨年度の経験を踏まえた効果的な活動を期待する。 						

区 分	新規	団体名	みんなの学び流星群 from 八王子			
事業名	Neuro-DiverCity 八王子：学習障害を持った子供の親たちの地域連携を目指す					
事業費	119,450 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	学習障害を持った子どもの保護者が勉強会やワークショップ、情報交換を通じて連携し、身近で相談できるネットワークづくりを目指す。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	17 点	28点 満点中	18 点	
	合計得点数	56点 満点中	35 点		7名中 7 名	
審 査	得点 順位	3 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 保護者同士で情報交換できる場合は有益であるため、オンラインの活用など、様々な状況の方が参加しやすい実施方法を検討いただき、より公益性の高い活動に期待する。 当事者だけでなく、周囲の理解を促進する活動にも発展していくことを今後期待する。 					

区 分	新規	団体名	八王子ヨーヨーの会			
事業名	ヨーヨー、けん玉、コマの体験による子どもたちのソーシャルスキルの向上					
事業費	136,000 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	ヨーヨー、けん玉、コマの体験会を通じた多世代間のコミュニケーションにより、子どもたちの孤立防止や、心身の健全な育成を目指す。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	17 点	28点 満点中	17 点	
	合計得点数	56点 満点中	34 点		7名中 7 名	
審 査	得点 順位	4 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や学生など、他団体と連携した活動により、世代間交流の場となることを期待する。 子安市民センターを拠点としつつ、幅広い地域へ活動が広がることを今後期待する。 					

区分	新規	団体名	TOKYO 八王子名山選定プロジェクト実行委員会			
事業名	あなたが選ぶ「八王子の名山」					
事業費	101,200 円	補助金要望額	100,000 円			
事業概要	市民からの公募により選定した「八王子の名山」の広報活動やガイドウォーキングを行い、高尾山のオーバーツーリズムの解消や八王子市の観光振興に寄与する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	17 点	28点 満点中	17 点	
	合計得点数	56点 満点中	34 点		7名中	7 名
審査	得点 順位	4 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 高尾山以外の「八王子の名山」の広報活動にあたり、歴史や伝承なども踏まえた活動を期待する。 今後の事業の継続性や発展性の観点から、安定した活動資金の獲得について検討し、団体の自立運営を目指すこと。 					

区分	新規	団体名	kosodate802 (コソダテハチマルニ)			
事業名	八王子保活カフェ (先輩パパ・ママによる保育園探し&復職準備の情報提供) 対面&オンライン配信のハイブリッド開催					
事業費	100,000 円	補助金要望額	100,000 円			
事業概要	市内で保活 (保育園探し) を経験したママ・パパが、保活や復職後の仕事と家事・育児について等の経験談を話すイベントを開催し、安心して子育てできる環境づくりに寄与する。					
評価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	16 点	28点 満点中	17 点	
	合計得点数	56点 満点中	33 点		7名中	6 名
審査	得点 順位	6 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は保活に関する生きた経験談を聞くことができる有益な場となるものであり、将来的には保育園等とも連携し、保育園からの情報も提供する場となれば事業の発展が期待できる。 団体及び事業の継続性の観点から、安定した活動資金の確保について検討いただきたい。 					

区 分	新規	団体名	高尾こてんぐの会			
事業名	田んぼで遊ぼう！子どもの遊び場作り					
事業費	105,760 円		補助金要望額		100,000 円	
事業概要	田んぼを活用した遊び場で子どもたちが自由に遊べる環境を創出し、子どもたちの経験機会の増加や発想力を高めるとともに、多世代間の交流機会の増加により、地域コミュニティの活性化に寄与する。					
評 価	評価項目	公益性		期待度		補助金交付の必要性を 有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	15 点	28点 満点中	16 点	
	合計得点数	56点 満点中	31 点		7名中	6 名
審 査	得点 順位	7 位	採 択	可	補助予定額	100,000 円
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 事業を継続・普及させていくため、安定した活動資金の獲得について検討すること。 田んぼを活用した遊び場づくりによるコミュニティの場の創出については公益性が認められるが、安全面でのリスク管理計画が不十分であるため、以下の条件を必ず遵守し活動すること。 <p>【交付の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故等に備えて保険に加入し、安全性に留意した見守り体制により事業を行うこと。 <p>※上記条件を遵守できない場合、補助金を返還していただきます。</p>					

A 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

区 分	新規	団体名	piccolo contadino	
事業名	かぼちゃなどの無農薬野菜を、子ども食堂などの施設へ提供・収穫体験を通じて地域コミュニケーションの活性化を図る			
事業費	121,500 円	補助金要望額	100,000 円	
事業概要	無農薬野菜を栽培し子ども食堂等に提供することで運営に寄与するほか、野菜の収穫体験の機会を設けることにより地域交流の活性化を目指す。			
評価会議 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が収穫した野菜を施設へ配布することにとどまっており、公益性に欠ける。 ・ 万次郎かぼちゃへの他団体からの評価について客観性に疑問が残る。 ・ 子ども食堂等の施設が安定的に野菜の提供を受けるか不明確であり、本事業自体が成立するかについて疑問が残る。 ・ 今後、団体が考える地域課題である「フレイル予防」や、ミッションとする「人生 100 年時代への貢献」に対し、効果的かつ公益性の高い内容で事業を企画されることを期待する。 			

B 事業実施部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

区 分	継続・2回目	団体名	プラチナクラブ							
事業名	はちおうじ市民健康大学 ―高齢者の健康増進・産後ケア―									
事業費	320,000 円			補助金要望額			160,000 円			
事業概要	市民の健康づくりに寄与するため、産後ケアや中高年向けの健康寿命を延ばすための講座を理学療法士、助産師が中心となって開催する。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付 の必要性を 有りとした 評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	22 点	28点 満点中	24 点	28点 満点中	20 点	28点 満点中	23 点	
	合計得点数	112点 満点中		89				点		7名中 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 7 名
審査	得点 順位	1 位		採 択	可		補助予定額		160,000 円	
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師や保育士等の参加により、昨年度に意見・要望として示した事業の運営体制が改善・充実されていることについて評価する。 ・ 昨年度の事業の経験を基に、産後ケアにより重点をおいた活動に期待する。 ・ 行政等の関係機関や地域の団体と連携し、専門性を活かした企画に期待する。 									

区 分	新規	団体名	特定非営利活動法人かぶかぶ山のようちえん							
事業名	かぶかぶ山のようちえん「八王子くわっば」～0歳からみんなで外遊び・自然遊びしようの会～									
事業費	289,657 円			補助金要望額			144,000 円			
事業概要	乳幼児の親子が気軽に外遊びや自然体験ができるきっかけづくりのほか、地域住民や地域の助産師によるコミュニティを創出し、孤立・孤育て解消を目指す。									
評 価	評価項目	公益性		計画性		ニーズの高さ		創意工夫		補助金交付 の必要性を 有りとした 評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点 満点中	19 点	28点 満点中	20 点	28点 満点中	16 点	28点 満点中	20 点	
	合計得点数	112点 満点中		75				点		7名中 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 7 名
審査	得点 順位	2 位		採 択	可		補助予定額		144,000 円	
評価会議の 意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は緑が溢れる本市の魅力を親子で体験できるものであり、他市での実績を活かし、行政等と連携した活動にも期待する。 ・ 0歳児からが対象となる事業であるため、実施中の見守り体制など、安全性に留意した事業運営に努めていただきたい。 									

区分	継続・2回目	団体名	八王子子ども文庫連絡協議会			
事業名	みんなが本をたのしむあの手この手					
事業費	100,115 円		補助金要望額		50,000 円	
事業概要	親子向けのお話会やワークショップ、小・中学生以上を対象としたビブリオバトルにより読書の推進を行うほか、文庫のおすすめ本リストを配布し、文庫活動への理解を広める。					
評価	評価項目	公益性	計画性	ニーズの高さ	創意工夫	補助金交付の必要性を有りとした評価委員数
	各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点)	28点満点中 19点	28点満点中 17点	28点満点中 18点	28点満点中 21点	
	合計得点数	112点満点中	75点			
審査	得点順位	2位	採択	可	補助予定額	50,000 円
評価会議の意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 市内書店との連携を進めるなど、事業の発展に取り組んでいることを評価する。 市内の文庫からの会費が財源であるため、今後の事業の継続性の観点から、新たに文庫を始める人を増やす方策の検討など、次の担い手づくりに努めていただきたい。 					

B 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

区 分	新規	団体名	一般社団法人 CHEERFUL	
事業名	ママのリフレッシュ企画			
事業費	1,043,100 円		補助金要望額	500,000 円
事業概要	薬膳教室・ヨガ教室と併せて「親と子のかかわり方教室」の開催し、児童虐待防止について学ぶ場を設け、ママのリフレッシュや子育ての悩みを相談できる環境づくりを行う。			
評価会議 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業内容によって、団体が目的とする「児童虐待防止」が達成されるか不明確であり、具体性に乏しい。また、講師謝礼が多くを占める補助金の使途にも疑問が残る。 ・ 団体のミッションに対し、効果的かつ公益性の高い事業内容・計画に期待したい。 			

区 分	新規	団体名	シニア食堂	
事業名	シニア食堂の継続運営と規模拡張			
事業費	662,000 円		補助金要望額	331,000 円
事業概要	高齢者向けに食堂を開設し、孤立しがちな高齢者が社会性を失わないよう、食を通じたコミュニケーションの機会を提供する。			
評価会議 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は高齢者の孤立防止やコミュニティの場として、公益性やニーズが認められるものの、補助金の多くが食材費に充てられるものであり、団体の自立運営や事業の発展に対し補助する B 事業実施部門の主旨と合致しない。 ・ 食器の購入は見直しが必要であり、リユース品や寄付の活用などを検討すべき。 ・ 受益者負担の観点から参加費を見直しいただき、自己資金による事業運営に向けた取組みを期待する。 			

区 分	新規	団体名	BIGWEST JOGGING CLUB	
事業名	月例ジョギングイベント運営			
事業費	602,000 円		補助金要望額	301,000 円
事業概要	定期的にジョギングイベントを開催し、運動の習慣化による心身の健康増進や地域コミュニティの形成を図る。			
評価会議 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業における支出の多くをホームページ制作費やロゴ等のデザイン費が占めており、支出内容の必要性と、補助金の使途に疑問が残る。 ・ 団体が目指す「地域住民の心身の健康増進」や「安心して暮らせる地域」に対し、効果的かつ公益性の高い事業内容・計画に期待する。 			

区 分	継続・2回目	団体名	多摩丘陵の自然を守る会	
事業名	多摩丘陵の自然を守る会 創立四十周年を迎えて			
事業費	760,000 円		補助金要望額	380,000 円
事業概要	多摩ニュータウンの開発による由木地区の変化や残された里山の保全など、多摩丘陵の自然を守る活動をまとめ、次世代に伝える。			
評価会議 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本団体の活動自体は公益性があり、評価できるものであるが、申請事業は出版資金を得ることを目的としており、実施計画等から冊子を活用した周知・啓発や団体の活動の広がりが見えず、市民企画事業補助金の主旨とは異なる。 ・ デジタルを活用した記録・情報発信など、事業運営の改善策に期待する。 ・ 団体の継続性について疑問が残る。他団体や専門家・学生との連携や、若い世代への活動の PR など、次の担い手づくりに向けた取組みに期待する。 			

审 查

1 審査方法

応募事業について、事務局確認、予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価を基に審査し、補助金を交付すべき事業を決定します。

1 事務局確認

事務局である市民活動推進部協働推進課が、応募書類について以下の点を確認するとともに、応募事業に関連する市の所管課を担当課として指定する。

- ① 応募部門が適切であること
- ② 事業及び団体についての応募要件を満たしていること
- ③ 提出書類に不備がないこと

2 予備評価

応募事業に関連する市の担当課は、市政運営担当者の立場から、応募書類により以下の項目について確認及び評価を行う。

① 確認項目

- ・ 当該年度に、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という。)で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。
- ・ 市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ・ 事業内容が法令等に違反していないこと。
- ・ 市が補助金を交付することについて問題がないこと。

② 評価項目

ア A 活動支援部門

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。

イ B 事業実施部門

評価項目	着 眼 点
政策合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
八王子への貢献度	八王子市のまちづくりに寄与するもので、積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。
自立性	当該年度またはそれ以降において、自立運営が可能か。

ウ C 事業連携部門

評価項目	着 眼 点
政策合致性	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。
八王子への貢献度	八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。
継続性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望め、継続性が見込めるか。
発展性	単一団体に成し得なかった事業が、団体同士が協力、連携することで発展し、各団体の基盤となる活動に広がりを見込めるか。

3 市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価

(1) A 活動支援部門の評価

応募書類、予備評価の結果等に基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	着 眼 点
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。

(2) B 事業実施部門及びC 事業連携部門の評価

応募書類、予備評価の結果及び公開プレゼンテーションに基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

評価項目	B 事業実施部門	C 事業連携部門	
	着 眼 点		
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。		
	町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。	
計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。		
	具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要性があるか。	連携による具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要性があるか。	
ニーズの高さ	市民のニーズが高いか。	相乗効果	単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。
創意工夫	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。	発展・継続性	単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、事業の継続性が見込めるか。
補助金交付の必要性	当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。		

■公開プレゼンテーション

B 事業実施部門及びC 事業連携部門への応募事業を対象に、市民に公開で、応募団体自ら事業内容の説明を行うもの。各団体からの説明後、評価会議委員は不明な点等について質疑を行った。

公開プレゼンテーションの様子▶ (4月6日開催)

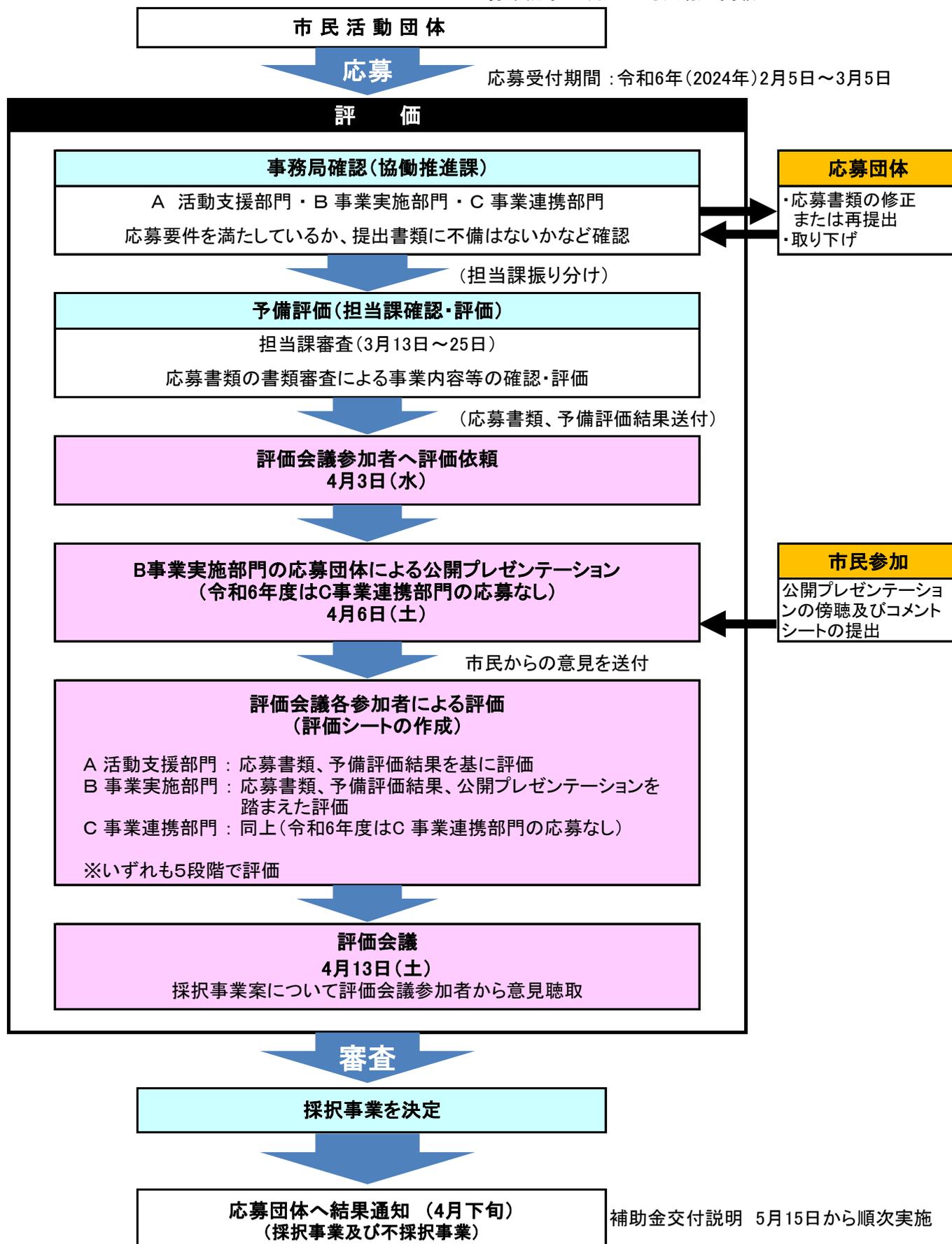
B 事業実施部門へ応募した6団体がプレゼンテーションを行った。(C 事業連携部門は応募団体なし)



2 審査フロー

募集要項・応募書類配付開始：2月5日～

募集記事：2月15日号広報に掲載



参 考 资 料

市民企画事業補助金申請事業評価会議

【参加者名簿】

任期 令和5年（2023年）12月～令和6年（2024年）7月

氏名	所属
座長 岡田 実	拓殖大学 国際学部 教授
副座長 西山 茂	八王子市町会自治会連合会 副会長
矢島 悠暉	八王子学生委員会 学生
岡本 彰子	多摩信用金庫 価値創造事業部 地域支援グループ まちづくり担当
喜田 亮子	一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス 事務局長
葛西 昭人	株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局局長
久保 律子	特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 元代表理事

【開催状況】

開催年月日	開催時刻	会場	内容
令和5年（2023年） 12月9日（土）	14:00～ 16:00	保健所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 座長・副座長の選任 令和6年度補助対象事業の募集について 応募事業の評価方法及び日程について
令和6年（2024年） 4月6日（土）	12:00～ 16:00	クリエイト ホール 視聴覚室	公開プレゼンテーション (B事業実施部門への応募事業のみ)
令和6年（2024年） 4月13日（土）	13:30～ 16:00	クリエイト ホール 学習室	令和6年度補助対象事業の最終選考案 についての意見聴取

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。
- 3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 「市民企画事業補助金交付申込書」（様式1）
- (2) 「市民企画事業実施計画書」（様式2）
- (3) 「市民企画事業収支計画書」（様式3）

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

- 2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式4）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第 15 条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第 16 条 市長は、第 6 条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に係る事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第 7 条に規定する審査、第 11 条に規定する変更又は中止の承認及び第 13 条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第 2 項の規定による担当課は、第 2 条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補助金制度の見直し)

第 18 条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）1 月 15 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。	既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、他の団体（活動分野が異なる団体）と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左 	<ol style="list-style-type: none"> 1 協力・連携する各団体（以下、「各団体」という。）が非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 各団体が市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 各団体が、構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 各団体が、政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 各団体が、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	① 1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	① 1件当たり対象事業費の1/2以内 上限50万円	① 1件当たり対象事業費の2/3以内 上限50万円

	交付額の 単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考	同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	

令和6年度（2024年度）八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的な事業について、予算の範囲内において市がその経費の一部を補助するものです。この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募とし、厳正な審査を経て決定します。

※趣味のサークル活動等は、本補助金の対象外となります。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を **全て** 満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。（法人格の有無は問いません。）		
	②	構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・ 在勤・在学）を含むこと。		〔C 事業連携部門〕は、連携す る全ての団体が該当すること。）
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。		
	④	特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対するこ とを目的とする団体ではないこと。		
個別 項目	⑤	活動拠点を市内に持っていること。	活動拠点を市内に持つか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者 を確保できること。	

3. 応募対象事業の種類（部門）

補助対象事業は、以下の**3部門**に分けて募集し、決定します。応募資格は、**全部門合わせて1団体1事業**です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
内 容		既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の 事業に要する経費 を補助します。	活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部 を補助します。	既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、 他の団体（活動分野が異なる団体※）と協力・連携すること で、さらなる事業の発展を見込むことができる 事業の実施経費の一部 を補助します。
補助金額		必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、 上限 10万円)	必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、 上限 50万円)	必要な経費の 3分の2以内 (千円未満切り捨て、 上限 50万円)
計画段階 の事業費		5万円以上	10万円以上	
補助回数		同一団体2回まで	同一区分における、同一事業に対して3回まで	

※ 活動分野が異なる団体との連携とは、例えば子育て支援団体と農業支援団体など、異なる分野の団体が互いの強みを活かして連携し、新たな課題に取り組む事業や、各団体の活動内容が深化・成長する事業を想定しています。詳しくは、協働推進課までお問い合わせください。

※ 他団体の情報等については、はちコミねっとのご活用、または市民活動支援センターにご相談ください。



はちコミねっと



市民活動支援センター

4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

	A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
共通項目	①	市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	令和6年(2024年)4月から令和7年(2025年)3月までの間に実施する事業であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	上記③の期間において、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という。)で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。	
	⑦	市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。	
	⑧	上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別項目	⑨ 市内で実施すること。	市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。	市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 団体の構成員への謝礼(各団体の規定に基づく交通費相当額の謝礼は除く)

(3) 飲食に関わる経費(講師の飲み物代等も含む) (4) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

(5) 店舗等から付与されたポイントや、電子ギフト券を利用して購入した物品等に係る経費

6. 応募にあたっての事前相談(必須)

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。

7. 応募受付期間

令和6年(2024年)2月5日(月)～3月5日(火)17:00必着(協働推進課までメール、持参又は郵送)

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます(各部門共通)。

	書類の名称		書類の名称
様式1	交付申込書	様式自由 (C部門は連携する全ての団体分)	団体の定款・会則
	付属資料 活動実績および活動計画書 (新規・継続で様式が異なるため注意)		団体の会員名簿
	付属資料 事業の協力・連携実施に係る合意書 (C部門のみ)		団体の最新の決算書
様式2	実施計画書		会場等のレイアウト図 (※該当する団体のみ)
様式3	収支計画書	様式指定	公開プレゼンテーション確認書 (B・C部門のみ)

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局による書類審査を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（A活動支援部門を除く）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業連携部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	合致性 政策	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。		
		の 貢 献 度 八 王 子 へ	八王子市のまちづくりに寄与するもので、積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。		
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。	継続性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望め、継続性が見込めるか。
		自立性	当該年度またはそれ以降において、自立運営が可能か。	発展性	単一団体で成し得なかった事業が、団体同士が協力、連携することで発展し、各団体の基盤となる活動に広がりを見込めるか。

(2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業連携部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。				
	町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。			
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。		
補助金交付の必要性		の 二 高 い さ さ	市民のニーズが高いか。	効果 相 乗	単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。
		工 創 夫 意	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。	継続 発 展 性 ・	単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、事業の継続性が見込めるか。
	補助金交付の必要性			補助金交付の必要性	

(3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

氏名	所属
岡田 実	拓殖大学 国際学部 教授
西山 茂	八王子市町会自治会連合会 副会長
矢島 悠暉	八王子学生委員会 学生
岡本 彰子	多摩信用金庫 価値創造事業部 地域支援グループ まちづくり担当
喜田 亮子	一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス 事務局長
葛西 昭人	株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局 局長
久保 律子	特定非営利活動法人シニアSOHO 普及サロン・三鷹 元代表理事

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」及び「C 事業連携部門」の応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日時】令和6年(2024年)4月6日(土)

【会場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室 (東町5-6)

※開催時間は、B事業実施部門及びC事業連携部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

11. 審査結果の公表

審査の結果は、採択・不採択に関わらず応募団体に個別に通知します。また、採択された事業については、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

12. 八王子市市民活動支援センターへの登録

採択された団体は、八王子市内の市民活動団体の支援等を行っている「八王子市市民活動支援センター」への**団体登録をお願いします**。市民活動支援センターでは公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」など様々な講座を開催しています。詳細は、別紙でご確認ください。

13. 普及広報・活動の紹介（「はちコミねっと」への登録、情報発信）

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます**。また、**事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます**。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】 042-620-7401

【FAX】 042-626-0253

【Eメールアドレス】 b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】 <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)



八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業（以下「申請事業」という。）について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）の申請事業の評価に関する事項。
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を進行し総括する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

参考:令和6年度(2024年度)市民企画事業補助金 事業担当課一覧

区分	受付 番号	事業名	団体名	担当課
A 活動支援部門	新	1	ヨーヨー、けん玉、コマの体験による子どもたちのソーシャルスキルの向上	八王子ヨーヨーの会
				青少年若者課
				学習支援課
	新	2	田んぼで遊ぼう！子どもの遊び場作り	高尾こてんぐの会
				子どものしあわせ課
				青少年若者課
	新	3	あなたが選ぶ「八王子の名山」	TOKYO 八王子名山選定プロジェクト実行委員会
			環境保全課	
			観光課	
			スポーツ振興課	
新	5	地域の栄養支援活動（健康支援配食サービス、簡単料理教室、健康測定会）	南大沢認定栄養ケア・ステーション	
			高齢者いきいき課	
			高齢者福祉課	
			南大沢保健福祉センター	
新	6	八王子保活カフェ（先輩パパ・ママによる保育園探し&復職準備の情報提供）対面&オンライン配信のハイブリッド開催	kosodate802 （コソダテハチマルニ）	
			男女共同参画課	
			保育幼稚園課	
新	7	Neuro-DiverCity 八王子：学習障害を持った子供の親たちの地域連携を目指す	みんなの学び流星群 from 八王子	
			教育指導課	
②	1	インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業	心理支援サポート ぴあ	
			男女共同参画課	
			保健対策課	
B 事業実施部門	新	1	かぶかぶ山のようちえん「八王子くわっば」～0歳からみんなで外遊び・自然遊びしようの会～	特定非営利活動法人 かぶかぶ山のようちえん
				子どものしあわせ課
				子ども家庭支援センター
	②	1	はちおうじ市民健康大学—高齢者の健康増進・産後ケア—	プラチナクラブ
				高齢者いきいき課
			高齢者福祉課	
			大横保健福祉センター	
②	2	みんなが本をたのしむあの手この手	八王子子ども文庫連絡協議会	
			子どものしあわせ課	
			図書館課	

令和6年(2024年)6月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401(直通) FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市民企画事業
補助金

